

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和元年第3回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年5月14日（火）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時13分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設課・支援センター課長事務取扱	宮本 博之 学校運営部長	古川 弘雄 学校支援課長
	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	森田 剛 子ども施設運営課長
	川口 真澄 待機児対策室長	臺 富士夫 子ども施設整備課長	上遠野 素子 こども支援センターげんき所長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	野口 晋平 教育政策担当係長	坂上 琢 教育政策担当係長
	遠藤 鉄也 教育政策担当主任		
欠 席 者	小坂 裕紀 教育指導課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 渡辺 隆史 学校施設課長 内田 裕司 学校改築担当課長 半貫 陽子 学務課長 森田 剛 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 下河邊 純子 青少年課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 門藤 敦良 支援管理課長 楠山 慶之 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和元年 5 月 1 4 日

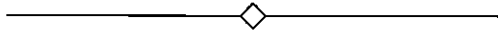
第 3 回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第3回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に河本委員、近藤委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、第25号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第25号議案「足立区立保育所の指定管理者の指定の送付について」以上。

○教育長 第25号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 お手元別冊資料2ページ、第25号議案説明資料をご覧ください。

件名は「足立区立保育所の指定管理者の指定の送付について」でございます。所管部課名は子ども家庭部子ども施設運営課でございます。令和2年4月から2期目の指定管理者となる候補者につきまして、足立区における保育の利用等に関する条例第25条、第26条及び第27条の規定により選定いたしました。候補者に選定した事業者を指定管理者として指定するために、本案を足立区議会に提出いたします。対象施設は、足立区立新田さくら保育園。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。指定管理者の候補者は、社会福祉法人じろう会でございます。応募事業者数は3事業者でございました。

なお、じろう会は現在の指定管理事業者でございます。選定にいたったポイントといたしましては、施設運営の取り組みや保育・教育の取り組みに対する評価が高かったことでございます。候補者となった経緯でございますが、まず公募を平成30年10月25日から12月12日の期間に行いました。財務状況調査の結果はA「非常に良好」でございます。選定審査会は、平成31年1月24日に、第1次選考、第2次選考を行いました。3ページに移りまして、選定委員構成は記載のとおりでございます。審査項目及び審査結果でございますが、4ページ、5ページの選定結果集計表に点数の詳細を記載してございますので、ご覧いただければと思います。審査後に労働条件審査を行い、合格となっております。候補者の職員の平均勤続年数は5年0月、平均給与は記載のとおりでございます。指定管理料は、1億2210万円。これまでの実績に伴って見積もった金額でございます。6ページに候補者の概要をつけさせていただいております。今回ご審議いただく本案を第2回足立区議会に提出させていただきたく存じます。本案件の区議会での議決後に、区と事業者で協定書を締結いたします。また、先ほど申し上げたとおり、候補者は現在の指定管理者と同一事業者であるため、引継ぎ保育を実施する必要はございません。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第25号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

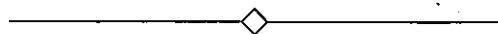
よろしいですか。

ないようですので、これより第25号議案「足立区立保育所の指定管理者の指定の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



- 教育長 次に、日程第2、第26号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

- 教育政策担当係長 日程第2、第26号議案「保育所整備に関する和解の送付について」以上。

- 教育長 第26号議案について、川口待機児対策室長から説明をお願いいたします。

待機児対策室長。

- 待機児対策室長 本編資料2ページをお開き願います。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

国からの通知内容の確認を怠ったために、補助金の一部が適用除外となりました。誠に申し訳ございません。保育所整備に係る補助金について、国からの内示前に区と事業者間で借地契約を行ったことにより、国の補助金の土地借料加算が適用除外であることが判明しました。この物件は、旧千住消防署の公有地を活用し、平成29年に公募し、令和元年6月に開園する保育園でございます。

事業者は区が内示した金額3億700万円余で資金計画を立てており、補助金の4200万円余が減額になったことにより、保育園の運営に支障が生じるため、事業者と和解により減額分について、解決金として支払い、園の運営に支障が生じないようにするものでございます。

相手方、対象物件につきましては、1、2に記載のとおりでございます。

和解の概要でございますが、区と保育事業者が協議した結果、減額分について和解契約を締結したうえで、和解金4218万8000円を

支払うものでございます。

平成29年4月に国の運用が変わったことに気がつかず、結果として保育事業者に大変ご迷惑をかけてしまうことになりました。また、国や東京都からの補助金が得られず、区の一般財源からの支出になります。

今後の方針でございますが、区議会の議決後和解契約を締結し、和解金を支払うものでございます。

重ねてお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

私からは以上でございます。

- 教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第26号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

河本委員。

- 河本委員 金額もかなり大きい額でありますし、具体的にどんな点を見落とし、どんな経緯でこういう結果になったのかをもう少し詳しくお話いただけますか。

- 教育長 子ども施設整備課長。

- 子ども施設整備課長 経緯としましては、国からの通知につきまして内容を見落とししたことと、補助対象の変更点につきましても見落とししたことによってこのような事態を起こしてしまったしだいでございます。

- 教育長 待機児対策室長。

- 待機児対策室長 補足させていただきます。

平成29年4月以前は、土地の契約の加算について特段の記載がありませんでした。平成29年4月に国が出した通知では、国の内示後に借地契約をするように変わっております。その通知が届いていたのは事実ですが、例年4月に補助金の交付申請をすることがなく、通知の確認を見落とししてしまったことが一番の原因でございます。この土地ですが、実際には平成3

0年2月に定期借地権の契約を行い、平成30年4月2日に厚生労働省から内示がありました。本来であれば、平成30年4月2日以降に契約を締結していれば、補助の対象となっておりましたが、1ヶ月半ほど前に契約を締結したために対象外になってしまったというものでございます。

○教育長 小池委員。

○小池委員 国の通知が届いたときに、今必要なければ目を通さないということがありえるのでしょうか。普通、国から通知が届けば、それは誰かが目を通す仕組みにはなってなかったのでしょうか。

○教育長 子ども施設整備課長。

○子ども施設整備課長 そういう仕組みが課内で徹底されておりました。再発防止策としまして、通知等は必ず目を通すよう徹底してまいります。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 再発防止策についてもう少し具体的にお聞きしたかったのですが、今後同じことでは見落としが起ることはないにしても、似たようなことで同じようなことが起るのではないかと心配であります。もう少し総括的な対応策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長 子ども施設整備課長

○子ども施設整備課長 再発防止策としまして、国や東京都からの通知につきましては、メールで送られてきますので、必ず複数人で確認して内容を見落とさないようにしていきます。内容が該当しない通知につきましても、課内周知を徹底していきます。最新の通知が届きましたら、確認をしまして、変更点があれば修正を行ってまいります。補助金の算定につきましては、適用年月日や該当する基準、単価表等を確認してまいります。また、職員間のチェック、係長のチェックとダブルチェックを行ってまいります。研修も大事だと思っておりますので、OTJを含めて行ってまいります。

○教育長 私からも深くお詫びさせていただきます。元々、国庫補助金は予算があつてやることなので、要するに、国の了承が出てから仕事を進めていくのがルールです。今回の場合は、算定加算について後から追加されて記載されており、それを見落としてしまった。今後はこのような補助金等があれば契約前にしっかり確認をしたうえで、契約を締結させていただきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

ないようですので、これより第26号議案「保育所整備に関する和解の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第3回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時13分閉会

令和元年第3回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和元年5月14日 火曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1 第25号議案 足立区立保育所の指定管理者の指定の送付について

別冊

日程第2 第26号議案 保育所整備に関する和解の送付について

1

第 2 6 号議案

保育所整備に関する和解の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 1 4 日

提出者 足立区教育員会教育長 定 野 司

保育所整備に関する和解の送付について
下記のとおり保育所整備に関する和解について送付する。

記

- 1 和解金の額 4 2 , 1 8 8 , 0 0 0 円
- 2 相手方 社会福祉法人星風会（栃木市田村町 9 2 8 番地）
- 3 事案の概要

保育所整備に係る補助金について、国からの補助金内示前に区と事業者間で借地契約を締結したことにより、補助金が 4 2 , 1 8 8 千円減額となるため、保育園の運営に支障が生じないように、この減額分を和解により支払う。

（提案理由）

和解契約の締結を行うため、この案を提出いたします。

第 2 6 号 議 案 説 明 資 料

令和元年5月14日

件 名	保育所整備に関する和解の送付について
所 管 部 課 名	待機児対策室子ども施設整備課
内 容	区は、国からの補助対象についての通知内容の確認を怠り、変更点を見落とした。そのため、保育所整備に係る補助金について、国からの補助金内示前に区と事業者間で借地契約を締結したことにより、国の土地借料加算が適用外となり、補助金額が内示額307,764,000円から42,188,000円減額となった。 事業者の資金計画上、補助金の減額により今後の保育園の運営に支障が生じないよう、事業者との和解によりこの減額分42,188,000円を解決金として支払う必要がある。 和解契約の締結にあたっては、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、本案件を提出する。 1 相手方 社会福祉法人星風会（栃木県栃木市田村町928番地） 理事長 早川 武憲 2 対象物件 ステラ千住ふたば保育園（千住一丁目3番8号）※千住消防署跡地 3 和解の概要 内示額からの減額分について和解契約を締結したうえで、和解金として42,188,000円を支払う。
今後の方針	議会の議決後、和解契約を相手方と締結する。

第 2 5 号議案

足立区立保育所の指定管理者の指定の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立保育所の指定管理者の指定の送付について
足立区立保育所の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 足立区立新田さくら保育園
- 2 指定管理者 住 所 埼玉県戸田市上戸田一丁目 2 3 番 8 号
名 称 社会福祉法人 じろう会
理事長 久芳敬裕
- 3 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区立保育所の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 2 5 号 議 案 説 明 資 料

令和元年5月14日

件 名	足立区立保育所の指定管理者の指定の送付について		
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設運営課		
内 容	令和2年4月から区立園の二期目の指定管理者となる候補者について、足立区における保育の利用等に関する条例第25条、第26条及び第27条の規定により選定した。ついては、以下のとおり指定管理者候補者に選定した事業者を指定管理者として指定するため、本案を区議会へ提出する。		
	1 対象施設		
	(1) 名 称 足立区立新田さくら保育園		
	(2) 所在地 足立区新田一丁目14番12-101号		
	2 指定の期間		
	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）		
	3 指定管理者の候補者		
	(1) 事業者名 社会福祉法人 じろう会（理事長 久芳 敬裕）		
	(2) 所在地 埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号		
	4 応募事業者数 3事業者		
5 現在の指定管理者 候補者に同じ			
6 候補者となった理由・ポイント			
施設運営の取り組みや保育・教育の取り組みに対する評価が高かった。			
7 候補者となった経過			
(1) 公募			
平成30年10月25日～平成30年12月12日			
(2) 財務状況調査の結果 A「非常に良好である」			
(3) 選定審査会			
(ア) 審査会開催状況			
	開催日		審査事業者数
第1回	平成31年 1月24日	第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長予定者ヒアリング等）	3事業者
※審査事業者が3者以下だったため、第一次選考と第二次選考を同日に実施。			

	(イ) 委員構成 (計 9 名)		
	種 別	氏 名	役 職 等
	学識経験者 (有識者含む)	野口 晴子 【会長】	早稲田大学政治経済学術院大学院 政治学研究科 教授
		佐々木 由美子 【副会長】	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科 教授
		林 友子	帝京科学大学教育人間科学部 幼児保育学科 教授
		寺倉 克佑	公認会計士・税理士
	区内関係団体の 代表者	杉田 直子	足立区民生・児童委員協議会
		和田 忍	足立区社会福祉協議会 特命担当部長
	区職員	中村 明慶	福祉部長
		今井 伸幸	衛生部長
		鳥山 高章	子ども家庭部長
	(ウ) 審査項目及び審査結果		
	別紙 1 - 1「足立区立新田さくら保育園指定管理者選定結果集計表」のとおり。		
	エ 労働条件審査結果		
	審査会において候補となった事業者に対して、社会保険労務士 2 名による労働条件審査を実施し、合格となった。		
	8 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与		
	ア 平均勤続年数 5 年 0 月		
	イ 平均給与 (月額) 管理職 3 9 3, 2 9 1 円		
	常 勤 2 5 1, 3 3 1 円		
	パート (時給) 9 8 8 円		
	9 指定管理料 (見積り金額)		
	1 2 2, 1 0 0, 0 0 0 円 (税込、非精算)		
	10 添付資料		
	別紙 1 - 1 「足立区立新田さくら保育園指定管理者選定結果集計表」		
	別紙 1 - 2 「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」参考資料		
今後の方針	指定管理者候補者として選定した法人を指定管理者として指定するため、本案を第 2 回足立区議会定例会に提出する。 本議案議決後、区と事業者との間で協定書を締結する。本事業者は現在の指定管理者と同一事業者であるため、引継ぎ保育を実施する必要はない。		

足立区立新田さくら保育園指定管理者選定結果集計表(第一次審査)

平成31年1月24日実施

	配点	じろう会	法人A	法人B
1 事業計画・保育園運営	720	454	387	450
(1)保育園運営	・保育園の運営方針や保育理念が的確である。年間計画が適切である。 ・運営施設に対する法人本部の支援体制が整っている。	60 60	39 37	32 37
(2)保育課程	・年齢別に発達過程を踏まえた保育のねらいや内容の記載が適切である。 ・食育計画・保健計画のねらいや具体的な内容の記載が適切である。 ・乳児と幼児の年間指導計画のねらいや内容が適切である。	60 60 60	44 37 46	19 23 32
(3)幼児教育・保育	・足立区教育・保育の質がイデラインを踏まえ、教育・保育の質の向上のための取組みが提案されている。 ・法人が考える幼児教育の取組みについての提案に具体性や工夫がある。	60 60	38 33	37 33
(4)地域との連携	・地域との交流及び、地域の環境や人材等の資源を活用した保育の取組みに工夫がある。	60	36	36
(5)引継ぎ保育	・募集要項の内容にそった引継ぎ期間や職員配置に工夫がある。 ・移行開設準備経費についての有効な経費の使い方の提案がある。 ※引継ぎ保育の必要がない場合(現在の運営事業者)は基準点とする。	120	72	66
(6)自治体の指導検査の結果	・指導検査の指摘事項がない。(指摘事項があった場合は、指摘事項の内容によって評価する。軽度な場合や改善があれば基準点とする。) ※指導検査を受けていない場合は基準点とする。	120	72	72
2 保育サービス	300	196	199	192
(1)特別保育事業	・産休明け保育・延長保育・年末保育・発達支援児保育・乳幼児すこやか相談の実施に当たって工夫がある。	60	36	38
(2)家庭への情報発信	・日常的な連絡やお知らせの情報提供を発信する目的が明確で、わかりやすい表現になるよう工夫している。	60	40	39
(3)保護者との連携	・保護者と保育園が連携して行う取組みは、子育て支援や親同士の仲間作りにつながる工夫がある。	60	39	39
(4)苦情対応の体制	・苦情対応の仕組みが的確である。	60	40	42
(5)第三者評価制度	・評価の内容から園運営が充実していることが読み取れる。 ・受審結果の活用方法が的確である。 ・第三者評価受審に対する考え方が的確である。	60	41	41
3 職員管理	360	225	222	228
(1)職員の採用計画、職員配置及び就労環境	・職員の新規採用については、実現可能で的確である。 ・職員の配置計画が適切であることに加えて、保育の質を向上するための処遇改善など、人材を確保する工夫がある。	120 60	76 36	76 36
(2)人材育成	・人材育成計画に基づいた方針や、社会人としての育成についての考え方が的確である。 ・保育士の質の向上にむけた研修の計画が的確である。	60 60	38 38	37 38
(3)職員の健康管理	・日々の健康チェックに努めている。 ・職員の健康増進のための工夫がある。 ・職員の健康管理や健康に関する研修が計画的に工夫されている。	60	37	35
4 危機管理	600	377	367	408
(1)施設整備等の安全管理、事故防止	・通常の保育の中で園児が安全に生活できるように、施設の点検、安全管理が適切である。 ・子どもの安全教育等についての計画が適切である。	60	37	38
(2)避難訓練	・災害時における職員の役割分担や共通確認すべき事項が的確である。 ・年間避難訓練計画において、計画にねらいや災害の種別、発生時刻、発生場所等をバランスよく工夫して設定している。	60 60	36 34	34 30
(3)不審者訓練	・不審者対応訓練を計画的に実施し、子どもの安全確保や不審者侵入の体制が整っている。	60	32	32
(4)事故発生時の対応、連絡体制等	・事故防止のための対策や発生時の初期対応、その後の手順が的確である。	60	35	35
(5)災害対策	・大災害時における園児の避難方法や安全確保が的確である。 ・保護者にむけて、園児の避難方法や連絡方法、帰宅困難時の対応についての情報提供を工夫している。	60 60	36 35	35 35
(6)虐待への対応	・児童虐待防止の取組みが的確である。	60	36	36
(7)個人情報保護	・個人情報マニュアルが整備され、個人情報保護対策が的確である。	120	96	92
5 園児の健康管理	420	253	235	285
(1)医療機関との連携、園児の健康管理	・日常の健康管理や医療機関との連携で、園児の健康管理が的確である。 ・乳幼児突然死症候群の予防と対応についての考え方やチェック体制が的確である。	60 60	38 36	40 37
(2)衛生管理	・衛生管理や感染症マニュアルの内容が的確である。 ・季節感や栄養バランスを考えた献立となっている。	60 60	35 42	32 36
(3)給食	・食育の取組みは、食材や楽しく食べることへの関心等に工夫がある。 ・延長保育で夕食が必要な園児への提供内容に工夫がある。	60 60	39 39	33 33
(4)食物アレルギー児への対応	・食物アレルギー対応マニュアルに沿った対応が適切である。	120	63	57
6 経営の安定性 (経費に関する点)	600	582	588	516
(1)安定性	・財政的なリスクが少なく、保育サービスの提供のための保育内容充実や職員体制、研修が、経費の中で実施できる。	240	238	238
(2)収益性	・運営能力が良好で経営能力が高い。	180	178	178
(3)経営効率	・効率的・効果的かつ計画的である。	180	166	172
小 計	3,000	2,087	1,998	2,079
7 加点項目				
(1)区内事業者加点(総得点の2~5%)		0	61	0
(2)ワークライフバランス推進企業に認定(総得点の2%)		0	0	0
第一次審査最終得点		2,087	2,059	2,079
得点割合		69.6%	68.6%	69.3%

第一次審査の結果、総得点の6割を満たした3事業者が、第二次審査の対象となった。

足立区立新田さくら保育園指定管理者選定結果集計票（第二次審査）

平成31年1月24日実施

審査項目	配点	じろう会	法人A	法人B
1 施設運営の取組み、姿勢	1,200	765	705	580
・保育事業方針が的確で、保育環境整備や保育内容に工夫がある。 ・指定管理園の園運営に対する法人の方針が的確であり、提案に実行性がある。				
2 保育・教育の取組みの実行性	1,200	770	700	620
・保護者が子どもの成長を確信して喜びを得られるための工夫があり、効果が見込まれる。 ・小学校との連携の取組みは、子どもの発達の連続性を意識している。 ・足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った保育や幼児教育の取組みについての提案に具体性がある。				
3 人材の確保・育成及び職員の管理の実行性	1,800	1,070	1,020	1,090
・職員の新規採用計画及び人材確保策が実現可能であり、処遇改善等により就労環境の向上を図っている。 ・新人研修や人材育成研修による保育士の資質向上のための研修が計画的かつ適切である。 ・職場での保育実践や研修等を通じて保育の専門性を高めるとともに、共通認識を持つ工夫が適切である。 ・職員の自己評価や課題について、園長が職員指導をするしくみが適切である。 ・職員の健康管理や人事配置、ローテーションを考慮し、円滑な園運営に反映させる考えが適切である。				
4 危機管理対応の実行性	1,200	710	690	690
・事故や災害発生時の対応が的確であり、提案に実効性がある。 ・虐待防止マニュアルが整備され、虐待への対応及び考え方が適切である。 ・個人情報保護マニュアルが適切に運用され、個人情報保護対策に実効性がある。 ・食物アレルギー対応マニュアルが整備され、医療機関と連携した対応が考えられている。				
5 園長予定者ヒアリング＝園長の適性や姿勢	1,800	870	1,050	700
・保護者からの相談や苦情内容の論点整理をし、的確かつ誠実な対応ができる。 ・園運営に対する熱意と意欲があり、倫理観に裏付けられた人間性や専門知識をもって職員指導ができる。 ・災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。				
6 既存園の实地調査	1,800	1,326	1,154	1,587
・保育環境・保育内容・衛生管理・安全管理が適切である。				
合計点【A】	9,000	5,511	5,319	5,267
7 減点項目【B】（事故等の性質や再発防止策の実施状況）	(減点割合)	-1.0%	0.0%	-1.0%
		-54	0	-51
第二次審査最終得点【A】－【B】	9,000	5,457	5,319	5,216
得点率		60.6%	59.1%	58.0%

第二次審査の結果、最も得点の高かった
「社会福祉法人じろう会」が指定管理者選定候補者となった。

令和元年 5 月 14 日
子ども家庭部子ども施設運営課

「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」
参考資料（社会福祉法人じろう会）

1 施設の概要

(1) 所在地

足立区新田一丁目 14 番 12 - 101 号

(2) 施設規模等

- ①構 造 鉄筋コンクリート造 5 階建ての 1 階部分
②延床面積 407.00 平方メートル

2 指定管理者候補者の概要

団体名（代表者名）	社会福祉法人じろう会（理事長 久芳 敬裕）
主たる事務所の所在地	埼玉県戸田市上戸田一丁目 23 番 8 号
設立年月日	平成 18 年 3 月 20 日
資本金	—
目的	第二種社会福祉事業（保育所の設置経営）
役員	理事長 久芳 敬裕 理事 大矢 裕子、岡本 圭太、梅原 香、 森田 有紀、市川 正恵 監事 野口 隆一、小椋 悟志
運営実績	認可保育園（私立） 7 園：戸田こども園（戸田市） 保育園ピコ国分寺（国分寺市）他 認可保育園（指定管理者） 1 園：新田さくら保育園

3 保育所運営方針及び収支計画の概要

(1) 保育所運営方針の概要

◆運営方針

①保護者にとって（＝就労と育児の両立及び保育ニーズを支援）

家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行う。安心して子どもを預けられるのはもちろんのこと、保護者の多様な就労形態にあわせ柔軟に対応し、利用しやすい園運営を目指す。

②地域にとって（＝地域の子育てを支援）

地域における子育て支援のため、乳幼児などの保育に関する相談に応じ助言するなど社会的役割を果たす。また、“地域に開かれた保育所”として、様々な情報発信や交流の場としての機能も果たす。

(2) 収支計画の概要

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	補助金等	122,100,000	123,080,000	124,060,000
	計	122,100,000	123,080,000	124,060,000
支 出	人件費	85,200,000	85,850,000	86,710,000
	管理費	11,200,000	11,230,000	11,240,000
	事業費	25,700,000	25,900,000	26,110,000
	計	122,100,000	123,080,000	124,060,000
差引き		0	0	0
返済(償還)予定		0	0	0